

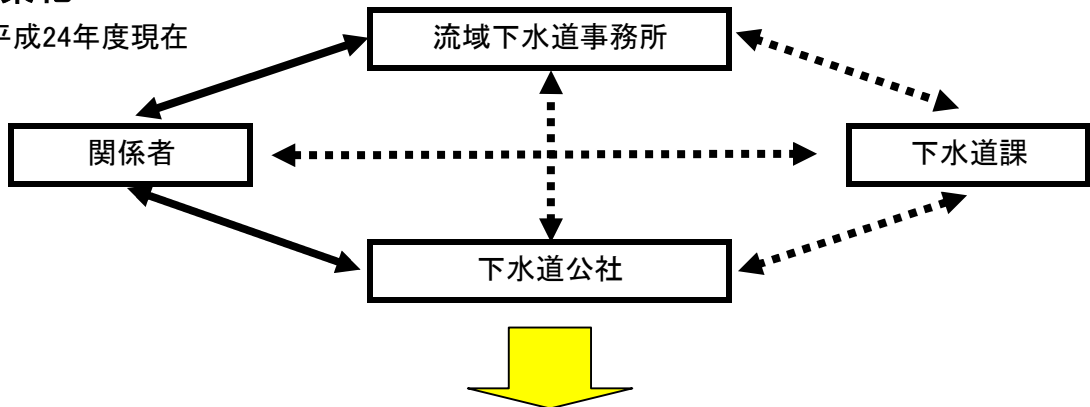
自治創造会議説明資料(下水道行政のあり方)

県直営化とすることの利点と課題

1. 利点

①事務の簡素化

○平成24年度現在



○平成25年度以降



- 指揮命令系統の一本化
- 地元対応、災害対応等の一元化
- 運転管理・点検と施設建設、改築更新の一体化（情報共有、計画的資産管理）

②経費の削減

安定した下水処理を行うため、直接維持管理に携わる職員についてはそのまま流域下水道事務所に引き継ぐが、公社役員および総務担当職員のうち公社運営に係る職員については削減可能となり、残る予算管理や入札執行等の業務に係る職員については、業務内容に応じて下水道課および両流域下水道事務所に配置する。

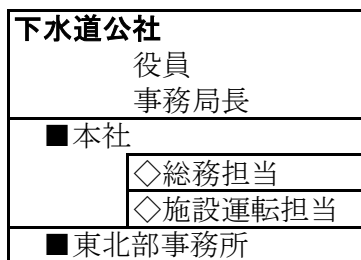
人件費に公社運営費用を加えると40,000千円／年程度の経費削減が可能となる。これは経営計画終了時の返還金、もしくは基金積立金として処理する。ただちに経営計画を改定すると業務委託料が発生することから経費削減分については次期経営計画へ反映させる。

2. 課題と対応

① 公社解散後の執行体制

下水道公社の業務は下水道課および流域下水道事務所が引き継ぐ。引き続き安定した下水処理を行うため、公社の職員のうち本社の施設担当職員は湖南中部流域下水道事務所に「湖南中部浄化センター担当」として配置する。公社東北部事務所の職員は東北部流域下水道事務所の「東北部浄化センター担当」として配置する。

○平成24年度現在



○平成25年度以降(案)

- ◇ 下水道課(総務調整担当)
- ◇ 流域下水道事務所(総務担当)

湖南中部流域下水道事務所
◆ 湖南中部浄化センター担当

東北部流域下水道事務所
◆ 東北部浄化センター担当

◆ 新たな体制

② 地元との信頼関係の継続

流域下水道事務所を浄化センター内に移設
窓口を一本化して対応する
公社が築き上げた地元との信頼関係の継続、発展を目指す

③ 市町との合意形成の仕組み

流域下水道管理者は法律の定めにより、事業の事業計画の策定、変更時、あるいは建設負担金や維持管理負担金を決定する際にはあらかじめ関連市町の意見を聞くことが義務づけられている。

そのため、事業認可の変更、経営計画の策定、当該年度の建設計画については、その都度協議を行ってきた。

また、年度ごとの予算、決算については推進連絡協議会や担当課長会議、あるいは下水道公社理事会を通じて説明してきたところである。

今後も市町と県とは、下水道事業に関し意思疎通を十分行う必要があることから、「(仮称)琵琶湖流域下水道調整会議」を立ち上げ、事業計画も含め関連市町長の意見を直接うかがい、市町、県双方が互いの意見を尊重する場を設ける。